

## 条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十二号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。